

○ 金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）

改 正 案	現 行
第1章 金融商品取引法 金商法第2条（定義）関係 （略） <u>金商法第166条（会社関係者の禁止行為）関係</u> <u>（公開買付け等に対抗するための上場会社等の要請に基づく買付けその他の有償の譲受けを行う場合）</u> <u>166－1 上場会社等の取締役会（これに相当するものとして金商法施行令第31条の2で定める機関を含む。167－1において同じ。）が決定した要請（監査等委員会設置会社にあつては会社法第399条の13第5項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第6項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて取締役の決定した要請を含み、指名委員会等設置会社にあつては同法第416条第4項の規定による取締役会の決議による委任に基づいて執行役の決定した要請を含む。167－1において同じ。）が、公開買付け等（当該上場会社等の株券等（金商法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として金商法施行令第31条で定めるものをいう。166－2において同じ。）があることについての合理的な根拠に基づくものであり、かつ、当該公開買付け等に対抗する目的をもって行われたものである場合には、当該要請は、金商法第166条第6項第4号の規定による要請に該当することに留意する。</u> <u>166－2 166－1の要請を受けた者が、公開買付け等がないことを知りながら行う買付けその他の有償の譲受けは、金商法第166条第6項第4号の規定による買付けその他の有償の譲受けに該当しないことに留意する。</u> <u>金商法第167条（公開買付者等関係者の禁止行為）関係</u> <u>（公開買付け等に対抗するための上場等株券等の発行者の要請に基づく買付け等を行う場合）</u> <u>167－1 上場等株券等の発行者の取締役会が決定した要請が、公開買付け等（当該上場等株券等の金商法第27条の2第1項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として金商法施行令第31条で定めるものをいう。）があることについての合理的な根拠に基づくものであり、かつ、当該公開買付け等に対抗する目的をもって行われたものである場合には、当該要請は、金商法第167条第5項第5号の規定による要請に該当することに留意する。</u>	第1章 金融商品取引法 金商法第2条（定義）関係 （略） （新設） （新設）